

## 5 「水俣病問題の解決への取組」について

### 1 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病認定について

昭和 44 年(1969 年)に法律による認定制度が始まり、昭和 49 年(1974 年)に現行の「公害健康被害の補償等に関する法律（以下「公健法」という。）」が施行されました。現在、同法に基づき認定業務を行っています。

なお、平成 21 年(2009 年)7 月 8 日に成立した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下「特措法」という。）」に基づく救済の申請受付は平成 24 年(2012 年)7 月 31 日に終了しましたが、公健法の認定申請については、引き続き受け付けています。

平成 31 年(2019 年)3 月 31 日現在

公健法の認定申請件数	632 件（平成 30 年(2018 年)3 月末 890 件）
------------	----------------------------------

### 2 水俣病被害者特別措置法に基づく救済措置について

平成 16 年(2004 年)10 月 15 日の水俣病関西訴訟最高裁判決以降、熊本・鹿児島両県に対する公健法に基づく水俣病認定申請者の増加や、チッソや国・県に対する損害賠償請求訴訟等を受けて、平成 21 年(2009 年)7 月 8 日に特措法が成立しました。これを受けて、平成 22 年(2010 年)4 月 16 日に「救済措置の方針」が閣議決定され、関係県では平成 22 年(2010 年)5 月 1 日から平成 24 年(2012 年)7 月 31 日まで、水俣病被害者救済申請を受け付けました。熊本県では、平成 26 年(2014 年)6 月には全ての判定が終了し、3 万 7 千人を超える方が救済を受けられました。

特措法の申請件数 (平成 26 年(2014 年) 8 月 29 日公表)	42,757 件（うち救済の対象となった方 37,613 人）
---	---------------------------------

### 3 水俣病関係の訴訟

平成 31 年(2019 年)3 月末現在で係争中の訴訟は、国家賠償請求訴訟 6 件、水俣病認定等を巡る行政訴訟 2 件の、計 8 件です。

#### (1) 国家賠償請求訴訟

- ① 水俣病被害者互助会国家賠償等請求訴訟
- ② ノーモア・ミナマタ第 2 次国家賠償等請求訴訟（熊本）
- ③ ノーモア・ミナマタ第 2 次国家賠償等請求訴訟（東京 A）
- ④ ノーモア・ミナマタ第 2 次国家賠償等請求訴訟（近畿）
- ⑤ ノーモア・ミナマタ第 2 次国家賠償等請求訴訟（東京 B）
- ⑥ 損害賠償請求訴訟

## (2) 水俣病認定等を巡る行政訴訟

- ① 水俣病認定義務付等請求訴訟（H27(2015)）
- ② 水俣病認定義務付等請求訴訟（H30(2018)）

## 4 水俣病対策事業の新しい取組

国と熊本県は関西訴訟最高裁判決後、熊本県からの提案を踏まえ、平成17年(2005年)4月に環境省が発表した今後の水俣病対策を受け、様々な水俣病対策に取り組んでいます。(第8章 水俣病対策事業を参照)

ここでは、平成30年度(2018年度)に実施した事業所への災害備蓄品の整備支援についてご紹介します。平成29年度(2017年度)に取りまとめた「胎児性・小児性水俣病患者の住生活不安に係る今後の支援の方向性」の中で、「大規模災害発生時には、日常的に利用し、慣れたスタッフのいる施設に避難したい」という声があったことから、平成30年度(2018年度)において胎児性患者等が日常的に利用している3事業所に対し、災害時の備蓄品整備の支援を行いました。これにより、大規模災害が発生した際でも、胎児性小児性患者の方が通いなれた事業所が一時的な避難の場としての役割を持つことが可能となりました。

今後は、大規模災害発生時に安全に避難できるよう、胎児性患者等について個別のネットワークを構築する体制を整える等、災害発生時においても安心して生活できるような支援を行っていきます。